

平成25年度 第1回石狩市社会福祉審議会

- 日 時 平成25年8月28日（水） 午前10時00分開会
- 場 所 石狩市役所5F 第2委員会室
- 出席者 【審議会委員】後藤委員・鈴木委員・若狭委員・佐藤委員・北原委員・柏野委員・向井委員・中村委員
- 【事務局】沢田保健福祉部長・大林健康推進室長・桑島福祉総務課長・伊藤障がい支援課長・田森高齢者支援課長・長谷川地域包括支援課長・池田子育て支援課長・高井福祉総務課主任主査・佐藤福祉総務課主査・鈴木障がい支援課主査・加藤高齢者支援課主査・中野高齢者支援課主査・岩本地域包括支援課主査・大西子育て支援課主査・伊藤事務局長（社協）・久保田地域福祉課長（社協）
- 欠席者 0人
- 傍聴者 2人
- 議 題 報告事項
- （1）手話に関する基本条例（素案）について
 - （2）第5期介護保険事業計画の一部凍結について
 - （3）地域包括支援センターの委託について
 - （4）子ども・子育て新制度について
 - （5）生活保護制度に関する生活扶助基準の見直しについて
 - （6）地域福祉「りんくるプラン」の進捗について
- 配布資料 別添のとおり

1. 開会

○事務局

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第1回石狩市社会福祉審議会を開会いたします。

本審議会は石狩市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席により会議が成立いたしますが、本日は全員ご出席いただいていることをご報告いたします。

はじめに、本審議会の資料につきまして確認させていただきます。先に郵送させていただいておりますが、会議次第、本日の議題に関する資料をまとめた冊子のほか、「子ども・子育て支援新制度」のリーフレットを資料としておりますので、ご確認願います。

それでは、本審議会の開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

2. 議事

○会長

こんにちは。久しぶりの会議の開催でご無沙汰しております。本日は6つの議題がありますが、委員の皆様方の意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の議題については、委員で審議して決定するものはございませんが、これらは、石狩市の社会福祉充実のための議題となっておりますので、その状況と今後の方向性について事務局から説明いただき、それに基づき、皆さんからのご意見をいただくという形で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料の1ページ目、「手話に関する基本条例素案」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「手話に関する基本条例」の素案について説明をさせていただきます。

市では、本年3月の定例市議会において、市長より、「手話に関する基本条例」の制定に向けて取り組むことを表明し、これにより、条例に関するご提言をいただくため、本年4月に、市内の聴力障害者団体、身体障害者福祉協会、手話及び要約筆記のサークル団体、北海道ろうあ連盟それぞれの団体の代表者、学識経験者の9名により、「石狩市手話に関する基本条例の制定に係る検討会」を設置し、これまで6回にわたるご審議をいただき、条例の内容や、施行に伴い実施すべき施策につきまして、8月20日にご提言をいただいたところです。

なお、検討会へは、本社会福祉審議会委員であります鈴木委員が会長の立場で参画いただいております。現段階における検討会の提言を踏まえた条例素案につきまして、その内容を説明させていただきます。

まず、条例を制定する理由ですが、手話はこれまで、耳が聞こえない人がコミュニケーションをとる際に使う身振りとして見られ、耳が聞こえない者、ろう者が手話を使うことに引け目を感じなければならない時代もありました。耳が聞こえる者は普段、言語の重要性をあまり認識しておりませんが、言語を獲得できなければ、物事理解、思考、会話が困難になり、当たり前の暮らしができなくなります。

手話を使用する市民は、音声言語である日本語の獲得が困難なことも多く、主に視覚機能を利用した言語である手話によって生活をしている状況にあります。手話は音声言語である日本語と異なり、ろう者が物事を考え、会話するときに使う言語として育まれてきました。国際的には、2006年に、障害者権利条約において、また国内では、2011年に障害者基本法において、手話はそれぞれ言語として位置づけられました。

しかし、これは手話が言語として認められたというだけであり、手話を理解し、広め、使用できるものとするためには、具体的な取組が必要であると考えております。

地方公共団体である市として取り組めること、それは、手話を使用する市民がこの石狩に住み、働き、生活をしており、これら市民が手話を使いやすい環境をつくっていくことです。そのことは、まさに市の責務であり、その取組を進めていこうとするものです。手話は言語であるということを認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、条例の制定をしよう

とするものであります。

条例素案の概要ですが、名称は「石狩市手話に関する基本条例」としたいと考えております。目的といたしまして、2つの事項について定めることとします。

(1) 市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使用しやすい環境を構築します。

(2) 手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加をし、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目指します。

条例の理念を実現するためには、市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における市民が手話を使用しやすい環境を構築すること、このことにより、手話を使用する市民が自立した日常生活を営み、地域において社会参加し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することになるかと思います。

この条例の一つの特徴がこの目的に現われていますが、耳が聞こえないことを障がい者施策的な聴覚障がいとしての個人の問題として捉えるのではなく、ろう者が話す言語である手話を使用しにくい状況は社会によって作り出されている問題とみなし、人間が生きていく上で欠かすことができない言語が平等に使用でき、社会参加ができるまちづくりを目指すものであります。

次に、「手話による意思疎通を図る権利の尊重」についてですが、人間は、言語を通じて、意思疎通を図り、日常生活を営み、社会参加しています。市民が言語である手話により、意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は最大限尊重されなければならないことを定めます。

市の責務として、条例の目的を実現するために、手話を使用する市民が、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、施策を講ずることとします。

市民の責務であります。手話を使用する市民が、安心して暮らすことができる地域社会は、市が手話に関する具体的な施策を講ずるだけでは実現することはできません。市民が「2」の目的を実現するための協力を努めることを市民の責務として定めます。

施策の推進方針の策定であります。

(1) 市は、市民が手話を使用して安心して暮らすことができる地域社会の実現を推進するため、施策の推進方針を策定します。

(2) 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとします。

①手話の普及及び理解の促進のための施策に関する事項

②手話による情報取得及び手話が使用できる環境づくりの施策に関する事項

③手話による意思疎通支援を行う者の施策に関する事項

(3) 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更した時は、これを公表するものとします。

(4) 市は、施策の推進方針が、市が策定する障害者に関する計画その他の計画との整合性が図られるように配慮するものとします。

市では、条例で規定する施策の推進方針を策定します。推進方針は条例の施行日以後にその内容を定め、公表することとしていますが、次の三つの事項それぞれに関して施策の基本方向と推進施策を定めることを想定しています。

まず、手話の普及及び理解の促進のための施策に関する事項といたしまして、イメージとして

は、市民が手話に触れることができる機会をつくっていこうと考えています。

これは、現在行っている初級の手話の講習会など、10数回にわたる長期の講習会を実施していますが、もっと気軽に体験できるような1回1時間～2時間程度の講座を新たに組み立て、手話に対する理解をしてもらう機会の提供に努めて参りたいと思います。

また、既に聴力障がい者協会やサークルがイベント等で体験講座の取組をしていますが、今後におきましても、市と聴力障がい者協会やサークル等と協力しながら取組をさらに進めていこうと考えております。

次に、イメージの2つ目といたしまして、石狩市職員への手話の研修の実施を考えております。

これは、石狩市内にある事業所、という立場で市役所の全職員を対象に手話の研修会を実施し、市内で手話がどこまで浸透し、行政サービスで手話の提供を目指すのか、取組を進めていきたいと思ひます。

具体的イメージの3つ目といたしまして、子ども達が手話を理解する機会づくりについて検討します。これは、小学校や中学校などの教育現場における総合学習などにおいて活用してもらえるよう、「手話は言語である」というようなプログラムを作成し、教育委員会や学校に、その活用についてのPRをしたいと思ひます。

また、保育園や幼稚園においても、手話を活用した保育や教育活動について、関係者と相談をしながら、内容を検討したいと考えています。

次に、手話による情報取得及び手話が使用できる環境づくりの施策に関する事項のイメージですが、現在、市においては、新年交礼会や成人式、タウンミーティングや市議会における活動報告会を実施する際に手話通訳者を配置し実施しています。市が現在、音声言語である日本語によって行っている説明会について、今後どのようなものについて手話によって情報を提供していくのが適切なのか、今後検討して参ります。

次に手話による意思疎通支援を行う者の施策に関する事項のイメージですが、手話による意思疎通の支援を行う者の養成については、市民が手話を使用するにあたって、手話通訳者等を通じて正確な情報を入手し、または自分の意思を伝え、地域で社会参加をするために非常に重要であると考え、方針や、通訳者の養成、人材の確保について、他の自治体などの状況を調査、研究し、人材を育成、または確保できるように、手法を検討していくというイメージを持っています。

次に、素案の財政上の措置についてですが、市は、手話に関する施策を推進し、実行するために、予算が必要となる施策もあることから、施策を推進するにあたって、財政措置を講ずるよう努めることとします。

なお、この条例の施行期日については、平成26年4月1日を予定しています。また、条例が施行された後に、法律や社会情勢等の変化があることも想定されることから、3年を目途として、その内容について検討し、必要に応じて見直すこととします。

なお、今後の予定につきましては、パブリックコメントを9月2日から10月1日までの1ヶ月間実施し、その後、意見を踏まえた上で、平成25年12月に開催予定の第4回定例市議会に条例案として提案する予定です。

私からは以上です。

○会長

今、素案の説明がございました。この説明に対して、質問があれば先に聞きたいと思います。
なければ私からですが、手話の対象になる聴覚障害者は石狩市に何人いるのでしょうか。

○事務局

現在石狩市内で、聴覚障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方は平成25年3月31日現在で302名の方がいらっしゃいます。うち、耳の全く聞こえない完全のろう者は推計で50名程度ということで把握をしています。

○会長

身体、知的などを含めた総数は何名位いるのでしょうか。

○事務局

平成25年3月31日現在、身体、知的、精神、3つの障がいを含わせて3,873名です。

○会長

素朴な質問ですが、障がい者の総数を聞きましたが、手話に注目した理由は何でしょうか。
市民として考えるのであれば、障がい者全体の基本条例があっても良いのではないかと。障がい者総数3,873名の1割の方に特化して、条例を制定しようとする主旨があると思うのですが、その理由を教えてください。

○事務局

今回条例を制定するにあたっての理由ですが、石狩市においては昭和50年代から、手話に関するサークルや団体が設立され活動しており、石狩市においても平成5、6年頃から手話教室や通訳者の配置を行っています。障がい者の中で、「意思の疎通」ということを考えると、聴力障がいがある方は、手話を使わない限り、意思の疎通を図ることができないという問題があります。世界においても、国においても手話が言語だということが認められていることもきっかけとしてあり、意思の疎通を図ることができない人々に対して、意思の疎通を一定程度保障する、住みやすいまちづくりを進める必要があるというところに着目して、今回制定に向けて取り組んでいます。この条例は、聴力障がいがあるということを、障がい者の視点から捉えるのではなく、手話が使いにくい状況を社会における問題であるという観点として捉えており、側面的には福祉的な観点というよりも、市の政策的な観点から条例制定の考え方があると思います。

○会長

他にありますか。

○委員

聴力障がい者が302名いる中で、手話ができる方は何人位いるのですか。

○事務局

ろう者の方で、手話を使用して生活している方は、推計で約50名と把握しています。手話が使えない方は要約筆記で会話をする方もいます。

○会長

今後、来年4月1日の条例施行に際してパブリックコメントを行うという予定ですが、本審議会においてこの条例を進めていくにあたり、意見があれば聞かせてください。

○委員

条例の中身ではなく、会長の意図された部分ですが、情報の理解を最大限促していくための保障が前提となって、一部に手話があるのだろーと思います。聴覚の障害がある方や、判断能力等によって意思疎通が十分に図れない方など、広く情報がきちんと伝わるという前提の中で意思疎通があると思うので、ハンディを負った人達が、生活のあらゆる場面において情報をキャッチできる、共有できるという前提を示した中で条例の位置づけを示すということが市民にとって分かりやすいのではないかと思います。

また、「市民が」という表現と、「手話を使用する市民が」という表現があり、聴覚に障がいがある方と、一方で、手話通訳をされる方がいて、どのあたりの解釈で読み込んでいくのか、環境づくりや手話通訳ができる人を広げていくといったところに関わってくると思うので、そのあたりを整理した中でパブリックコメントをとった方が良いのではと思いました。

○事務局

「市民」、「手話を使用する市民」という言葉については、検討会の中で主な議題として検討された事項です。当初、「聴力障がい者」、「ろう者」、「ろうあ者」の使い分けをどのようにするか議論されましたが、最終的に、3つの言葉を使わないという整理に至りました。基本的に、「手話を使用する市民」については、委員のご意見のとおり、ろう者に限らず、幅広く市民の中に浸透し広がっていくということも踏まえて、この言葉を使っています。この言葉の整理の点で、「市民」というのは、石狩に住んでいる方、さらには勤務をしていたり、通学をしている方、団体、企業を全て含めた中での市民と考えています。

○委員

私も、会長と同じような印象を受けて、なぜ手話なのか、コミュニケーション手段に困難さを抱える人達は他にもいろいろなタイプがあるので、手話のみをとりあげているところが気になりました。説明を聞いて、概ね理解はできましたが、まだすっきりしていないところがあります。

石狩市では、手話は早い時期からいろいろなところで行われているので違和感はないし、あって当然だと思っているけれども、なぜ条例なのだろうかとこのところでひっかかるのが事実です。

ここを丁寧に説明しないと、しこりが残ると思います。視覚障害者の五郎さんは、中途障がい者で視力を失い、困難さを自分で体験しました。彼は自らの体験をもとに、いろんなことを石狩市に働きかけたと思います。条例ができれば良いと思うが、全体として、さまざまな困難さをなんとかできないかという印象を持っています。

○委員

聴力障害者302名の方のうち、就業できる年代の方で仕事を持っている方は何名位いるのですか。

○事務局

今資料を持ち合わせていないので、調べて後日お伝えします。

○会長

この他要望としてあげますが、手話が普及しない理由は、社会そのものがつくり出しているというのはその通りだと思います。他の障がいであっても、社会がつくり出している面が非常に強いと思います。条例をつくる上で、石狩の社会がつくり出す要素が丹念に議論されていくなれば、この条例を通して他の障がいに対しても良い環境づくり、つまり手話の普及を目指すということを考えながら、他の障がいのある人たちにとってネックとなっている問題点が明確になっていくような議論を重ねてもらいたいと思います。単に障がいがあるということのみならず、障がいがある故に不利益な生活を強いられている社会、そういった議論が大切だと思います。障がい者が暮らすことが困難な状況についての認識を明確にした上で、条例をつくる作業がなされていると思うが、報告書の中だけではなかなか見えてこないところなので、ぜひこの議論をしていただきたい。聴覚障がい者だけではなく、他の障がい者がもっている問題でもあるということを踏まえて条例化してほしいと思います。

○事務局

改めて条例の考え方について申し上げますが、この度の条例については、三障がいの中で、聴覚障がいの方に特化した条例という位置づけではありません。三障がいについては、それぞれ市において障がい者計画があり、見直しを行いながら推進しています。ただ、この度の条例については、手話というものが他の障がいと違って、手話が「言語」であって、日本語とは違うというような体系をもっています。手話を市として文化であると認め、推進しながら大切にしていこうという考え方を主旨にもち、条例として制定しようとしています。さらに、この条例の施行によって、他の障がいがある方々に対する社会環境の問題も提起の題材になろうと思いますので、市民参加の中で十分に話し合っていきたいと思います。

○委員

私は検討会の進行とまとめをお手伝いしましたので、感想も含めて話したいと思います。

この手話条例ですが、どうして手話に特化するのか、私自身も最初は良く分かりませんでした。ところが、市長や事務局のお話を聞いていると、単なる一障がいの領域と考えるのではなく、市民全体を含め、施策の中でそうゆう条例の基本的な視点をつくることができないかということでした。

また文化という表現をしていましたが、文化の捉え方もいろいろあるように思うが、市長はおそらく、手話というのがまず言語であると認め、その言語は当事者だけではなく、石狩市民全てが対象になる。そして、この条例が認識されることにより、充足された生活が石狩の中で成り立っていくのではないかと捉え方をしました。手話というのは言語であり、文化ということで取り上げていき、それに対して施策を考えていこうという構造になっていて、障がいの一分野ではなく、市民全体の視点で考える。条例にこだわっているのはそこにあると理解しています。

○会長

条例をつくっている部会長からの意見をいただきました。

要するに、手話という障がいのある方だけではなく、その障がい者が暮らしている市全体に普及するような、市民全体が生きやすい社会をつくりだすことを目的化して議論していると認識しています。

ただ、そうであるならば、「手話に関する」という言葉だけではなくて、障がい者に関する基本条例の方があっているのではないかと考えています。この案が悪いということではなく、話を伺うと、意図していることが分かりますが、そこまで意図しているのであれば、手話だけではなくて、「障がい」とした方が、個人的な意見ですが市民はより分かるのではないかと。そこまで鈴木先生が考えておられるのなら、手話でなくても良いのではないかとというのが私の意見です。ただ、根幹は変わらないことは分かりましたので、社福審委員の意見としてとどめていただければと思います。

○委員

会長がおっしゃった通りだと思いますが、ひっかかってしまうのは、ネーミングだと思います。

障がいのある子どもを育てながら思っているのは、その子の問題ではなく、周りの問題だと思ってきました。条例に「手話」というものをつけると、どうしてもそこに特化した思いがついていってしまう。市長が広く物事を捉えて提案しているのであれば、もう少し幅広くあっても良いのではないかと、そうすると、理解も受け止め方も変わっていく気がします。

○会長

他になければ、手話条例に関する議題はここで閉じたいと思いますが、さらにあれば、これから、パブコメを行いますので、そこで意見を表明してください。

それでは、次の議題にいきたいと思います。

「第5期介護事業計画の一部凍結」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

私の方から、第5期介護保険事業計画におきまして、平成26年度に増床を計画しておりました、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び認知症対応型共同生活介護の一時凍結について報告いたします。

資料の3ページをお開きください。こちらは第5期介護保険事業計画より抜粋したのですが、介護保険事業計画の基本方針といたしまして7つの方針を掲げております。当該施設の増床につきましては、「5」の「介護保険サービスの量的確保」に基づき計画したものです。4ページをお開きください。太枠で記載の⑤「認知症対応型共同生活介護」を平成26年度に2床、⑦「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を平成26年度に9床の増床計画を作成したところです。当該施設の増床については、平成23年2月から、24年2月までの5回にわたり、介護保険事業計画等作成委員会におきまして、総合的にご審議いただき、加速的な高齢化や介護認定者が増加する第5期計画を見据え、高齢者が住み慣れた地域で暮らしが継続できるよう、一定程度の待機者の解消も考慮する中、また、新たな施設整備は介護保険料への影響も大きいことなどを踏まえ、市直営である特養あいどまり9床及び認知症高齢者グループホームなごみ2床の平成26年度増床について、答申をいただき、計画を作成したものです。この実行に向けた取組を進めて参りましたが、昨年8月に前指定管理者でありました石狩市社会福祉協議会から、浜益地域での人材確保が困難であるとの事由によりまして、撤回の申し出があったところです。さらに、本年3月には、平成25年度からの新たな指定管理事業予定者の社会福祉法人の急な事態があり、本年4月から緊急措置といたしまして、これまで指定管理者でありました石狩市社会福祉協議会への業務委託をもって対応しているところです。

このような状況の中での特養などの増床については、新たな介護職などの人材を確保しなければならず、社会福祉協議会が指定管理を撤退する事由でありました人材確保の問題に直結するものであり、安定的な管理運営に向けた体制づくりが困難と判断し、第5期計画で予定していた増床計画については一時凍結といたしました。

なお、今後、介護保険事業計画等作成委員会からの課題解消に向けた多角的な検証と多様なご意見を踏まえながら当該施設などの運営のあり方を含めた総合的なご審議をいただき、検討して参りたいと考えております。

○会長

今説明がありましたように、増床計画を立てたが、人材確保ができないということで見直しを図ったという報告ですが、質問があればお願いします。その後、意見があれば伺います。

なければ、私からですが、人材が確保できなくて見直しを図ったというのはわかりました。ただ、今後高齢者が増える中で人材が確保できないから増床できないということがずっと続くのであればゆゆしき問題です。人材確保するための施策や考え方がなければ、この問題はずっと続くと思いますが、人材確保するために何か考えていますか。

○事務局

人材確保が困難であることによって一時凍結になった浜益地域は、高齢化率が50%を超えるような状況です。介護従事者の人材確保は市全体でも、全国的に見ても難しいという状況が見受けられます。また、浜益地域での人材確保は地域事情的な要素も強くあり、苦渋の決断をしたところではありますが、今後は浜益の地域の方々、地域協議会のご意見などいただきながら、地域総合計画の所管部と連携し、環境づくりについて総合的に検討していきたいと考えています。

○会長

今の段階では具体的な方策はお持ちではないということだと思いますが、浜益の持っている地域の特性を具体的にお聞かせください

○事務局

浜益においては、合併もあり、区内での人口が減少傾向にあります。高齢化率も50%という状況の中で、例えば看護師等の資格を有する人材自体が不足しているなど、就労人口も大きく減少しています。また、介護職についても就労対象者自体が減少していく中で、地域での確保が難しい現状にあります。また、浜益地域に在住している以外の方々の雇用を確保する場合の住環境の整備については、平成24年度にプロポーザルにより共同住宅を6戸整備し、今後においても、地域での活性化も含め、整備等を検討していきますが、以上のようなことから浜益地域では、人材の確保、特に資格職は困難性が強いと認識しています。

○会長

高齢化率が高い地域であること、就労人口が減少しており、特に有資格者が少ないことなど、浜益地域の特殊性により人材確保が難しいということですが、これは単に市の一部地域ではなく、北海道にはざらにあることです。他の地域も抱えている問題であるが、そのような地域でも資格をもった方に来てもらえるようなことが求められています。ニーズは高まるのに増床できないという問題をどのように解決するか、いい意見をもってはいませんが、そこのところを打破することが求められている議案だと思います。

○委員

この施設2箇所の待機者は何名位いるのですか。また市全体の特養と認知症グループホームはどれ位いるのですか。

○事務局

あいどまり、なごみの待機者、また市内の待機者の状況でございますが、まずグループホームについては待機者の定義はなく、恐縮ですが把握おりません。特養あいどまりについては、待機者が17名おり、うち重複申し込み2名を除くと15名となっております。このうち、在宅の方は4名で、その他の方は施設等に入所しています。4名のうち、要介護度認定1及び2が、各2名ずつという状況で3以上の方はおりません。

また、市内全体の待機者は201名で、重複を除くと150名となっております。このうち、在宅の方が69名で、早急な入所を要する要介護度3以上の方は市内全体で24名という状況です。

○委員

待機者も来年4月から介護度3以上の方が入所になると思いますが、このままでいくと、おそらく人材確保の面は難しいだろうと思う。石狩市全体として、何らかの市の対応を考えていかなければならない。私も浜益出身で地域事情も分かるので、住環境の整備など必要があると思う。

○会長

他にありますか。

○委員

社協が指定管理を受けて、これまで4年間管理をしてきました。人員の確保が難しくなり撤退することになったが、浜益地域は高齢化率が50%を超え、雇用層の減少ということを考えると、実際には住宅だけ建てても、生活をしようとしたときの周辺の環境などの整理も含めると、相当時間もかかり、難しいと感じています。また、定数の見直しが論議されていますが、介護を必要とする方がこれからも増えていく中で、利用者のためにどのような施設形態を整えるのが望ましいのか、20床でやっているところに、定数を増やして施設管理をするということになると、人材の確保まで整えて、維持していけるのかどうか。市の施策として、利用者が心配なく利用できる形態が本当にあそこの場所でのいいのか、あり方をしっかり整理する必要があると思います。浜益においての施設の位置づけは、地域にとって雇用の面やつながりも含めて大変重要なものであり、利用者が不便なく利用できる形態の枠組みを急いで検討してもらう必要があると思います。

○事務局

いろいろご意見をいただきましたが、私どもも浜益という地域の中で、就労可能な方々という点で確認したところ、実際には、ほとんどが就労しているという事実があります。したがって、例えば特養を増床しようとしても、それに見合う職員の確保はもともと難しいということがあり、まずは20床から、地域密着の限度である29床というところで計画を立てましたが、それは、社協が撤退する前の段階では人材の確保をなんとかすることができようという見通しもありました。

社協が撤退し、公募した段階では2つの法人に手を上げていただきました。ある程度規模の大きな法人が進出すると、職員の層の厚さを含めて、浜益の方まで職員を、足りない分は、転勤という形で掌握できるというようなことで、一旦は社福法人を決定し、議会の議決をいただいたのですが、地元とのいろいろな事情があり、直前になって辞退されました。

今後、ある程度大きな社会福祉法人が地域の特養の経営に加担してくれないと、実際に社協会長が述べられたように、地元での雇用の確保が難しい。そのような状況で、小規模特養の経営自

体がこのままでいいのかということは、市長も3月の議会で一旦立ち止まって考えたいと申し上げました。つまり、社会福祉施設の拡充と雇用の確保だけで、将来の浜益区を守っていくことができるのか、高齢者をケアする、ケアされる人間だけで構成される浜益でいいのか、ということを見ると、福祉分野だけではなく、区全体の活性化を含めた、根本的な手立てを考える必要があります。今回の凍結に対しての具体的な施策は見つかっておりませんが、今後、地域協議会の方々、市役所部局、支所などと総合的な検討を加えながら、あるべき道を探っていきたいと考えています。

○会長

この問題について、いくつか意見を述べさせていただきました。

整理すると、人材確保の施策は考えていかなければいけないのではないだろうか、そして、高齢化が進んでいる浜益地域の施設のあり方が今のままでいいのか、抜本的な検討をしなければいけない時期に来ているのではないだろうか。もう一つ重要なことは、人口が少ないとは言え、生活の場がそこにはあり、生活ができる環境の確保を忘れてはならないということが指摘されました。これらを土台としながら、さらに検討していただくということが私たちの意見です。

○会長

3番目は「地域包括支援センターの委託について」が議題です。お願いします。

○事務局

石狩市地域包括支援センターの運営委託についてご説明いたします。資料は5ページから6ページになります。

石狩市の地域包括支援センターは、平成18年度の介護保険改正時に旧石狩地域、厚田区、浜益区に生活圏域を分け、4カ所の地域包括支援センターを設置しました。資料5～6ページに記載されているように、センターの主な業務内容は、高齢者の総合相談、介護保険要支援認定の高齢者のケアプランを作成し、在宅の高齢者の生活を支援する介護予防ケアマネジメント、高齢者の虐待や、成年後見など権利擁護に関わる支援、在宅の要介護者を支援するケアマネジャーの後方支援などが主な業務になります。平成18年度から24年度までの間、旧石狩地域には2カ所のセンターを設置し、1カ所は医療法人に業務を委託しておりましたが、近年の高齢者の増加とともに介護保険の要支援認定者も急増し、介護予防のケアマネジメント件数が年々増加しており、本来の総合相談業務が十分担えない状況となっていました。一方で、りんくる内のセンターは市直営で運営し、通常のセンター業務に加えて、行政の役割としてセンター全体の取りまとめや認知症の総合対策、権利擁護等の体制整備、さらには地域包括ケアを視点においたネットワークの構築等を進めなければならない状況でしたが、認知症高齢者等の虐待事例や困難事例等の相談が多く、総合相談業務に追われている状況となっていました。高齢化が進む中、今後益々このような状況に拍車がかかることが予想されることから、介護予防事業のマネジメントや、高齢者や家族に対する総合的な相談支援、高齢者虐待防止の対応等業務の充実を図るため、既存の受託

法人の他に、新たにもう1カ所のセンターを委託し、市はこれらのセンターの取りまとめと地域包括ケア推進のための中核的な業務を担える体制を整備する方針を決めました。昨年度公募した結果、2法人より応募があり、プロポーザル審査委員会において医療法人秀友会が選定された後、地域包括支援センター運営協議会にて承認をいただき、本年4月1日に運營業務を委託し、同日りんくる3階に「石狩市北地域包括支援センター」の名称で開設しました。

なお、これまで直営で実施していた「花川北地域包括支援センター」は本年3月31日をもって廃止しました。本年4月からの地域包括支援センターの名称と担当地域については資料6ページの下段のとおりとなっています。主に花川南、樽川地区を担当する南地域包括支援センターは3月末までは地域包括支援センター「ホットライン21」という名称でしたが、4月より「南地域包括支援センター」という名称に変更しました。現在、北地域包括支援センターが開設してから4カ月が過ぎ、これまで担当していた南地域包括支援センターの花川北方面の要支援認定者や総合相談ケースの引継ぎを終えたところです。介護予防の支援や総合相談業務について、旧石狩地区を担当する2つの地域包括支援センターがバランス良く本来のセンター業務が行えるようになり、市民からの相談も各包括支援センターに直接来るようになっていきます。今後とも市民の身近な相談窓口として、市民周知とともに各種事業に取り組んでいきたいと思っています。

○会長

石狩の地域包括支援センターの活動状況を報告いただきましたが、質問があれば伺います。
私からですが、現時点で利用者はどれ位いるのでしょうか。

○事務局

石狩市の要支援1・2の認定を受けている方のうち、主に300件位を地域包括支援センター「ホットライン21」で支援していました。このうち、北と南地区で、実際にケアプランを作成していた数はこの約半数となっております。

総合相談数に関しては、平成24年度の3月末時点で、市全体で延べ3,642件の相談を受けています。このうち、旧石狩地域が合わせて2,666件の延べ数になります。北の包括では、一月に約150～200件位の相談があるという状況です。

○会長

この件数は担当者から見た場合、利用度は高いのか、それとも低いと判断するのでしょうか。

○事務局

まだ周知としては足りないと思いますが、現場としては3～4名の職員で、大変な状況ではあります。今まではセンター直営で実施していましたが、予防プランを持てる余裕がない状況であり、これを要支援の数と総合相談の数とバランス良く進めたとしても、おそらく順調に相談が来るようになった時点で、職員が大変になることが予想されます。今は地域を見ていこうと考えていますが、石狩市は総人口が多いので、高齢者の実数が増えている状況で、数で言いますと

1, 000人単位で増えてくる可能性がありますので、相談者も増えてくると予想しています。それに伴い認知症も増えています。

○会長

私が心配しているのは、石狩市は人口も多く、高齢化率も20%を超えています。そして今後これが増えていくと思われます。今は利用率が高くはないのではないかとありますが、これから増えていきます。この増加の対応策が今後重要になっていくのではないかと。職員は大変だということを聞きましたが、石狩の人口構成を見ていくと高齢化率は高まっていき、包括支援センターを利用する人達も増えていくと思います。それに対応していくことが大きな課題として問われると思います。

もう一点ですが、「包括支援センター」という支援機関が一般市民は認知しているのでしょうか。あまり知られていないのではないかと。良いサービスを提供する場所なのに、市民は知らないのではないかという気がします。その点はどうですか。

○事務局

ご指摘のように、地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口として何を相談するところか分からないというのは課題としてあり、今回センターを委託するにあたって名称変更も検討しました。しかし、国は「地域包括支援センター」という名称を報道で多く使用しているので、平成18年度から使用している名称を継続し、浸透させた方がよいのではないかと考えて、周知も頑張っていこうと思います。主に力を入れているのは、民生委員やケアマネージャー、町内会など、地域の方から相談が入りやすいようなところに周知して、相談を受けた方が、案内できるよう、集中的にPRをしたいと考えています。

○委員

市民への啓発も考えた方がよいと思います。民生委員の例会などで挨拶に来ていただき、民生委員から、相談があった人に伝えることも必要ですが、民生委員に知られたくないということもあって、直接福祉関係に問い合わせる方もいます。町内会の総会の時や、回覧で周知するなど、啓発活動を積極的に行うべきだと思います。

○委員

高齢化率が高くなっていくにしたがって、地域包括支援センターは最も重要であると思います。したがって、委託も現在南と北だけですが、石狩は地域が広く、忙しいという状況の中で、もう少し増やしてもいいのではないかと、市も経費はかかるでしょうが、これについてはどうでしょうか。

○事務局

地域包括支援センターは、平成18年度に介護保険制度の改正でできた事業で、地域支援事業

として権利擁護、総合相談、高齢者虐待防止や介護予防など、高齢者に関する様々な施策を行っており、設置当初より可能な限り周知は行いましたが、福祉制度においては往々にして、実際に利用することになってその存在が知られるということもあり、利用するまで関心を持っていただけないというのが、経験上でも言えます。ただし、これは繰り返しお知らせすることが必要だと思いますので、今後とも地道に周知に努めてまいります。

また、センターの開設箇所数については、委託であれば担っていただく事業者の力量も関係し、その事業者でないとできないということもあります。石狩という6万人規模のまちで、そう多くは担い手がいないという現状もある中で、この度札幌の事業所が手を上げていただきました。箇所数についても今後の検討となりますが、ひとつ例を挙げると、札幌では1区に2箇所のセンターで運営しており、数も大切ですが、それぞれの拠点の体制強化も重要ですので、今後も検討を重ねます。

○委員

確かに体制強化が必要だと思います。その地域に住んでいる高齢者が何を要望するか見え、わかるような体制がないといけません。国でも力を入れていると思いますが、生かすも殺すもその体制ではないかと思います。

○会長

他に意見がなければ次に参りたいと思います。

次は、「子ども・子育て支援新制度」について、説明をお願いします。

○事務局

「子ども・子育て支援新制度」について、7ページの資料を中心にご説明させていただきます。

「子ども・子育て支援法」という法律が制定されまして、平成27年度から本格施行されることになっております。(1)として、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する、(2)地域の子育てを充実する、(3)保育の充実を行う制度です。2番目として、この制度を行うために必要な「地方版子ども・子育て支援事業計画」の策定が自治体に求められています。この計画は、(1)5年を1期とする計画で、(2)地域における子ども・子育て支援の基盤整備の基礎となる計画、(3)平成27年度施行の準備のため、平成26年度秋ごろまでに作成し、パブリックコメント手続が必要であること、(4)施設の利用定員、教育・保育の量並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期などを定めることとされております。3番目として、現在市においては、条例による地方版の子ども・子育て会議の設置を行いました。平成25年6月議会において制定し、9月から施行するところです。この会議の役割ですが、①教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際にこの会議の意見を聴くこととされております。②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議することとしております。

この会議ですが、全委員12名、うち公募2名で構成されています。内訳として、①子どもの

保護者、②子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、③子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、④その他としております。

○会長

これについて質問があれば確認したいと思います。

なければ、意見や要望があれば、お願いします。

私から1点質問ですが、今度、認定こども園に力を入れている中、石狩市も幼稚園や保育園があり、さらに認定こども園もあるのですが、平成27年に向けては、この認定こども園にするという方向で指導していくのでしょうか。それとも、既存の幼稚園、保育園については手をつけないと考えているのでしょうか。

○事務局

まず、前提となるのは、この支援事業計画になります。具体的に申し上げますと、まず市の状況、今後の利用希望の推測、この作業を行った上で、石狩市において、こういった施設にどれだけの事業を行っていただくかということを計画に記載することになります。現在、教育、保育施設は保育所、幼稚園、さらに認定こども園、その他地域型の子育て支援事業を行っている認可外保育所などの施設も含めて、27年4月から5カ年にわたり、各年度毎にどれ位保育需要や教育需要があるのか、これから作業をしていくことになります。手始めに、秋に0～5歳の子どもがいる家庭の保護者の方々を中心に調査を行い、就労状況などを把握し、各年度毎の計画をつくり、最終的にこの計画を基に、既存の施設で対応すべきなのか、認定こども園という形での展開が良いのか、または、幼稚園、保育所としての環境整備が良いのかということが今後の計画の中に盛り込まれる予定です。

○会長

0歳から5歳児の子どもたちの保護者の就労状況を調べるということですが、今の段階で、少子化という現象で考えるならば、子どもが増えているという状況ではないと思います。石狩に若い人たちが入ってきているとも思えませんが、そうすると、今のお考えで結構ですが、保育所、幼稚園を量的に増やす状況にはないと考えていいのでしょうか。

○事務局

現段階の数値のみをもって判断できない状況であり、そのために27年からの5年間でこういった需要がどれだけ高まるかということを今回調査するもので、市としては現状でいくのかどうするのかという判断は現在のところできていない状況です。

○会長

老人と対する形で子どもに対する福祉施策も手を付け始めていますが、ご意見をいただきたいと思います。重要な会議がこれから展開されて参りますので、要望があれば伺いたいと思います。

○委員

お話を聞いていると、0歳～5歳の子どもの保護者を対象とした保育事情の調査を行うということですが、これはおそらく少子化対策や待機児童の解消も含めて、こうゆうことを目標にしながら、調査をすると思いますが、いわゆる少子化対策や子育て支援を考えるのであれば、国の施策もそうだが、ある一定の年齢、要するに幼児の段階に偏っていると思います。トータルで考えるのであれば、少なくとも小学生の段階まで含めて考える必要があるのではないかと。特にこれから社会は、デフレで給料が少なくなっていくという状況の中で共働きは増えていくと思います。そうすると、幼児だけ預かるというだけでは働けない。小学生の子どもたちをどうするのだろうと考えます。これまでは対策として、放課後児童対策は3年生までですが、少なくとも延長して、6年生位までは必要であるとの声が多いと聞いています。その事情を把握するのであれば、もう少し上の年齢までの子どもを抱えた保護者の事情を把握していただきたい。

○事務局

国の方では、委員からご指摘いただいた、就学前にとどまらない形で、小学生に対する対策を見据えた中で、自治体でも取り組まなければならない項目として挙げています。現在は小学校3年生までの制限がついておりますが、これは国の方策の中で小学校6年生まで拡大される見通しです。国においては現在、厚生労働省における審議会の中で、この基準がつくられているところで、この結果は自治体に下りてくるのですが、これも含めて、平成27年4月より本格的に施行する予定です。

調査については、放課後児童クラブの今後の展開を見据えた中での調査対象として、6歳以上の児童をもつ保護者の方への調査については、国の会議の中では二分している状況です。最終的には、これまで3回開かれている国の会議の議論から推測すると、地方の判断に任せられるようであります。そこで、石狩市においては、現在、放課後児童クラブの利用者の保護者の方を中心に何らかの調査を行うべきで、これを0歳から9歳まで広げて行う方法と、0～5歳と別な調査方法を検討しているところであり、効率良く、かつ将来数の確定がしやすい方法でデータを集めたいと考えており、まだ結論は出ていませんが、市の子育て会議の方々からご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

○会長

他に意見はございますか

○委員

この子ども子育て支援法は少子化対策の一環で施行されるのか、それとも別な目的があるのか。ということは、昔はたくさん出産したけれど、不景気の中で、子どもをなお増やそう思うことはできないという状況もあり、これらのことも考えての新制度なのでしょうか。

○事務局

国で制定した子ども・子育て支援法の目的は第1条にあります、「この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み」とされております。委員のご指摘のとおり、これは根本的にある少子化対策を見据えた中での制定と理解しております。

○会長

他になれば次に参りたいと思います。

「生活保護制度に関する生活扶助基準の見直し」についてお願いします。

○事務局

本年8月1日支給分から新たな基準により支給されております生活保護費につきまして、ご報告いたします。

今回の改定は、5年に一度行われる国の基準の見直しにより、国民の生活水準と消費実態を検証し改正に至ったもので、激変緩和の観点から、世帯ごとの引き下げ幅が10%を超えないように調整するとともに、3年をかけ段階的に引き下げることとしています。3級地1の級地区分にある本市の場合、新基準となった8月1日支給の生活保護費は全世帯合計で31,415千円、このうち見直し対象とされた生活扶助費は保護費全体の7割余りとなりますが、22,577千円となりました。

この時点の受給世帯数は458世帯、695人となっており、7月1日の支給日時点と比較すると10世帯、15人の増となっています。市外への転出や家族構成や収入額の変化などもあり、単純比較はできませんが約100万円ほど下がっていると試算しております。

今回の基準改定は、世帯人員が多い家庭ほど減額の幅が大きくなる傾向があります。これはその世帯の人員数による通減率があり、1人世帯を1として、4人世帯では0.7675、5人世帯では0.7140、9人以上の世帯では0.6645の通減率が定められており、これに乗じて計算することになるので大きな差が出てきます。旧基準のもとでは、4人世帯までは0.95、5人世帯以上が0.9と、さほど大きな差がつかない計算方式になっていたのですが、この点が大きくなっていると考えています。

本市の場合を申し上げますと、1人世帯が6割を占め、4人以上世帯が4%程度の世帯別構成となっています。

今回の改定によりまして、保護費が実質的に引き下げられるということについては、早くから報道等があったことから、6月、7月のケースワーカーによる家庭訪問等の際に受給世帯に対して丁寧に説明を行ってきたこともあり、生活が苦しくなるという不満の声はいくつかありましたが、概ね理解され、了解されたものと判断しており、大きな混乱には至っていない状況です。

引き下げの一方、稼働可能な被保護者に対する就労・自立支援を強化していくというのが国の方針であり、稼働収入の基礎控除の金額区分の下限を8千円から1万5千円に引き上げる、また、就職活動促進費、これは一定条件下で就職活動した方に交通費を支給するものですが、こうした

ことを加えて、就労による自立への意欲をさらに高めていただくよう支援策を強化したものです。本市の担当としても、可能な限り就労の支援に努めて参りたいと存じます。

まだ8月1日に1回支給したところですので、今後、国の方針や受給者の暮らし向きを十分注視しながら支援を強めて参りたいと考えております。

○会長

生活保護制度に関してお尋ねや意見があればお願いします。

○委員

国の方針による施策だから減額はやむを得ませんが、暮らし向きを見て、私たちなりに支援したいとおっしゃっていましたが、市として予算を持ち、足りない分を助成するというような意味なんですか。

○事務局

もともと生活保護の仕組みとして、最低の生活を保障するということと、自立していただくということの2つ根本があり、その就労支援に関しては、出来る限り懇切丁寧な対応をしないと就労には結びついていけないので、そのような面で十分時間をかけて対応したいと申し上げたものです。

○会長

他に質問はございますか。

○委員

市で独自におこなっている支援策はあるのでしょうか。

○事務局

給付の面に関しては特にありません。生活保護費の場合は4分の3を国が、4分の1を市が負担することとなっています。

○会長

他にありますか。

なければ、次に、地域福祉「りんくるプラン」の進捗状況について、ご説明願います。

○事務局

地域福祉「りんくるプラン」の進捗について、これまでのところをご説明いたします。

「りんくるプラン」は、平成17年3月に策定し実施してきた「石狩市地域福祉計画」の計画期間の終了に伴い、平成22年度から5カ年の新計画として策定、現在進行中の計画です。策定

にあたっては、いろいろ協力をいただいた経緯もあり、ご承知いただいていると思いますが、「地域福祉計画は、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を重視する」という国の策定方針に沿った形で、市社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」と一体化したプランとしてスタートしました。計画の理念を「地域力の向上」に置き、市民総参加で地域福祉活動を普及させ、福祉コミュニティをつくりあげようとするものであります。

「地域福祉」をひと言で説明するのは大変に難しいものですが、根本にあるのは、地域で生活を共同する住民の福祉力、問題の発見、協働、解決する力の形成であり、自助・共助・公助の力を連携、協働させて「地域社会でだれもが安心して暮らし続けることができるまちづくり」を目標としたものです。

現「りんくるプラン」もこれまで計画期間の6割が過ぎており、次の計画策定も間近にありますことから、これまでの実施状況についてご説明申し上げます。お手元の資料は、目標ごとに定められた事業ごとに、どのような状況で進んできたかという状況を掲載しましたが、目安として捉えて参照願います。

共助の中心を担う社会福祉協議会は、地域福祉課及びボランティアセンターにおいて「ふれあい給食」「よろず相談所」「在宅サービス事業」「ボランティア養成のための講座・研修」などを継続して実施している他、「ふれあいベンチ」「ふれあいサロン」といった新しい事業もとり入れながら、地域で住人自らがお互いに触れ合う場所や知り合う機会を創出する動きの支援や、行政と協働して行った「救急医療情報キット配付事業」のフォローアップなど新たな取組みも進んでいます。また、地域福祉懇談会を市内10か所の会館等で実施、見守りの仕組みづくりに着手しようとする取組みのPRや考え方の提案説明を行い、地域における問題・課題の集約に努めています。

また、行政と民生委員児童委員とが協働して「保健福祉窓口早分かり表」を配付しながら行った「高齢者等訪問事業」は「災害時要援護者登録数」を著しく増やし、これらを踏まえ6地域で実施した「支え合いマップづくり」は3年をかけ完成させています。地域ごとにこのマップの意義について町内会・自治会、地区社協や高齢者クラブなどを交えて語り合い、どう活かすか話し合っていただくことができれば、こういったことを通じた地域福祉のアプローチというものが地域福祉懇談会に寄せられたいくつかの問題について解消の糸口となり、複合的総合的に組みあわせて全市的な「見守り活動」につながっていくものと考えています。

昨年度からは、ボランティアセンターに委託し、ボランティア活動の活性化を目標に「ボランティアポイント事業」を行ってきました。この事業は、「石狩市の有償ボランティア」のあるべき姿を見出すべく3年を目途に行う実証事業で、導入時にもいろいろな方々から様々にご意見をいただきながら、様々な角度からボランティア活動活性化のための有効な支援策の検討を続けております。

総体としてのご報告はこのくらいにいたしまして、もう少し具体的に、実績値などを申し上げながら、事業別にご報告を続けます。

○事務局

りんくるプランは、「地域力の向上により、共に支え合うまち“いしかり”」を基本理念として、

誰もが安心・安全に充実した生活を送るため、一人ひとりが地域住民とのつながりを持ち、共に支え合い、助け合う「共に生きる地域づくり」を基本的視点に、5つの基本目標を計画の柱に据え、各種施策を展開しています。

各施策・事業に係る、これまで3年間の進捗状況については審議会資料でご確認いただいたと思いますが、この中から、昨年度スタートしました、資料11ページ「ボランティアポイント事業」について具体的に説明いたします。

この事業は、「ボランティア活動の促進」を図る方策のひとつとして、地域福祉推進の一翼を担う「ボランティア」のやりがいや達成感など、活動に対して励みとなるよう、ポイント付与を通じた活動活性化への寄与を目的として実施しているもので、社会福祉協議会ボランティアセンターに本事業を委託し運営を行っております。

手法としては、ポイント制度で登録されたボランティアの方に、その活動時間に応じてポイントを付与し、貯まったポイントは活動の対価として既存の制度である「石狩ハイスタンプ」に交換できるというものです。貯まったスタンプは市内の小売店、飲食店などの加盟店でのお買い物に利用できるほか、市内の信用金庫への預金や市税の納付、また寄附金として社会福祉協議会に寄付するなど、幅広く利用ができます。

昨年度は、本事業がスタートした年であり、特にPRを重点的に行った結果、ボランティアセンター全登録者数782人のうち、約3割にあたる236の方に、ポイント制度による登録をいただきました。

また、実際の活動については、全登録者の延べ活動人数4,008人のうち、ポイント制度登録者の割合は約7割にあたる2,937人となっており、ポイント制度に登録しているボランティアの方々の多くがそれぞれの活動先で継続的に活動しているということが言えます。

ボランティア活動の活性化という視点では、活動の受け皿となる活動先の拡大も重要ですが、昨年度より、これまでの福祉関係施設に加え、地域サロンや町内会が加わるなど、新たな活動先の開拓にも結びついています。

今後においては、本市における有償ボランティア制度のあり方について引き続き検討を行いながら、ボランティア活動のすそ野の拡大を図るため、多様な活動先を開拓すること、また若い世代がボランティア活動に参加できるような取組を行うことが重要であると考えています。

本りんくるプランがスタートして3年が経過しましたが、これまで、プランに掲げる各施策を通して直接的に、または地域が行う活動の支援を行いながら、地域福祉推進のための土台づくりを行ってきました。現段階において、検討中、あるいは未実施の施策もありますが、今後においては、これまでの実績を踏まえ、「地域福祉」をより多くの市民にご理解いただくとともに、地域が行う様々な取組をつなぐことにより、市全体の地域力を向上させることができるよう、さらなる検討を行っていきたいと考えております。

引き続き、実施計画の詳細について、社会福祉協議会事務局から説明いたします。

○社協事務局

先程、りんくるプランの基本理念、基本目標について説明がございましたが、これら基本理念

の実現、目標の達成に向け、計画されている事業を具体化し、実施するにあたり、地域の方々が分かりやすく、かつ負担感をあまりかけないことを意識しながら事業の展開してまいりました。

各事業の具体的な取り組み、進捗状況等については資料に記載のとおりですが特徴的なことを事例として説明させていただきます。

平成22年計画開始年度の新規事業としては、13ページ中段にあります「救急医療情報キット」に取り組みました。他市町村では命のバトン等と呼ばれ、災害弱者世帯など世帯を限定し配布している事業ですが、本市の場合は、具体化するにあたり関係機関と協議の上、有効性を高めるため町内会の協力のもと、全戸配布を目標といたしました。限られた予算の中の配分で、創意工夫により経費をおさえ、配布に関しては各町内会等に趣旨の説明とお願いを重ねることで地域福祉への理解や社協の結びつきを深めることにも留意いたしました。

続きまして、次の事例として、地域の見守り支援等について説明いたします。11ページ(6)の「地域福祉活動を担う人材の育成」をご覧ください。

当初計画では「地域福祉サポーターの養成」との名称で、「地域福祉情報の提供、暮らしのお手伝い」をその役割としておりましたが、実際に活動される方々へのヒアリングや意見を伺い、名称を「福祉協力員」に変更し、その役割は多岐にわたるのではなく、日常生活の中で行える見守り、安否確認と具体的な活動にポイントをしぼり、反対に町内会や老人クラブの班長の様に各地域に大勢の方々が点在することが肝要であるとの判断し、地域に提案しました。

また、「地域福祉コーディネーターの養成」もその役割や機能が抽象的で地域の方々にもわかりづらく、また従前から実施している研修を受けても直接的に地域での活動に結びつかないことから、先の「地域福祉サポーター」同様に名称を「福祉調整員」と改め、今申し上げた、見守り、安否確認を行う福祉協力員のまとめ役、専門機関等への調整役として機能を整理いたしました。この地域において福祉情報が集まり、他機関へ調整を行うという機能は、地域福祉の最前線で活躍する民生委員さん活動そのものであり、民生委員さんに福祉調整員になっていただくことといたしました。

新たな福祉調整員の選出依頼は地域に負担感を与えますし、同様な役割を担う方を別に設置するより、すでに活躍している民生委員さんに、調整役であることを意識していただく方が現実的で実行性を伴う分かりやすい仕組みと判断いたしました。

今申し上げた、日常生活エリアで福祉協力員が見守りを行い、それが福祉調整員である民生委員に情報が伝わり調整が行われる仕組みを分かりやすくイメージできる概念図を作成しました。そのことが13ページ(3)見守り活動の強化にある「見守り支援システム図作成」になります。

そして、この仕組みの理解と取り組んでいただくことも目的の一つとして、社協と関係者の意見交換の場として、8ページ(2)に記載のとおり地域福祉懇談会を実施いたしました。

市内10カ所、それぞれの地域で町内会役員、民生委員、地区社協関係者、高齢者クラブや実際お一人で暮らしている高齢者の方等、合計で300名以上の方々と意見交換ができました。

どの地域でも見守りの重要性は既に認識されており、多くの町内会や地域ではシステムや形として示してはおりませんが、日常的な活動で見守りを意識的に行っていることを認識いたしました。その様な背景で社協が一つの例として提案した、見守り支援システム図は、分かりやすい仕

組みとの意見をいただき、実際に平成24年度末から25年度にかけていくつかの町内会から福祉協力員の登録がなされたところであります。

同時にこの懇談会で、とある郡部では、見守りを含めた互助、助け合いは既に日常生活で自然に行われている、そこに明確な仕組みを導入し、特定の住民に協力員や調整員等役割をはっきりさせることで、反対に既存に行われていることを衰退させてしまう、いわば住民全員が協力員の意識を有しているが、協力員を選ぶと、その人のみにまかせることとなってしまう等の意見があり、地域によっては単純に仕組みを導入することで、自然の営みで培われてきた地域互助機能を衰退させるという課題を認識いたしました。目標は同じであっても、市全域に対し同じ手法を用いるのではなく、社協はあくまでも原案を提案し、地域の方々と、いわばオーダーメイドの様に地域特性に合わせた仕組みを組み立てる必要性を感じました。

以上、りんくるプラン進捗状況の事例として、福祉協力員、福祉調整員による見守りシステム、それを話題とした地域福祉懇談会について、ご説明申し上げましたが、計画開始から現在までを通じ、地域では既にさまざまなことが行われており、その中で新たなことを地域に求めるのではなく、既存の活動を福祉的な意識を用いて行っていただくことが、計画の根幹でもある「地域力」を高めることに近づくものと判断しており、地域の方々と丁寧に進めていくことが基本であることを実感したところであります。

本計画の基本理念は、「地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり」であり、その実現は、計画の最終年度である平成26年度以降も地域と共に地域福祉の基本的視点に基づいた事業の推進が必要と判断されます。

残された期間において、評価と今後の方向性を定める時期があると思います。

以上、事業実施者の立場として取り組んだ内容について説明させていただきました。

○会長

今、活動の進捗状況と、一部の活動を詳しく説明していただきましたが、これについて、質問や、今後に向けての意見をいただきたいと思います。

○委員

意見ですが、残りの計画年次2年間で、先ほど地域包括支援センター委託について報告がありましたが、平成24年4月から改正介護保険法が施行され、地域包括ケアシステムの構築のことがいわれ、りんくるプランの中身も、全てではありませんが、絡んでくるところであって、行政直営から、委託になったところで、このプランと、地域包括ケアシステムを絡めたところの見通しや考え方を整理されるか気になるところです。計画が2カ年残っている中で、これらが反映されるのであれば、何らかの機会で報告をいただければと思います。

○会長

そういったことを視点として考えていただきたいとのことですので、よろしくお願いします。他にございますか。

私の方から1点ですが、これまで3年間やってきて、課題の把握に努めているということを知りました。それと同時にやってきた活動に対して、どう評価するかが問われていると思います。3年間の進捗の数値をどう評価するかは難しいのですが、課題の把握に努めるとともに、りんくるプランの3年間の評価、これはあまり計画通り進めていけない事実もあると思います。しかし、そういった評価も大切だと思います。評価を踏まえて、次の5年間でどのように行うか。進捗状況を見て、作成した当事者として反省している部分は、計画が網羅的になっているということはいえると思います。この規模のまちで、これを全部展開するというのは、どう考えても無理ではないかと思います。地域力の向上や、住民の参画などは理念で言われていて、そこは変わらないと思うのですが、地域力の向上に対しては、石狩ではどうゆうことが可能なのか、まちの持っている力量に従って作った方がいいと、反省しています。

そうゆうことも踏まえて、次のプランニングにつながるような評価を見つけていただきたい。それが明確になると、次回の計画の時に、ポイントを絞ったプランニングが可能となると思います。これは、これから2年間やる中で、実施している方達の評価を積み重ねて、次回の会議に提案していただければ、意味のある議論ができると思います。

もう一点ですが、ボランティア活動の活発化は重要だと思います。ただ、市民はボランティアに関心があるという数値は出ていたのですが、関心があるのだが、何をやっていいのかわからないという意見だったと思います。具体的にお願ひしたいのは、市民のニーズにあったボランティア活動の場の確保、受入先の確保はやらなければならないと思います。古いタイプの活動は、途切れずにやっているが、地域全体が向上していくようなボランティア活動というのは、市民から出てくるとは思えず、こちらから場をセットする責任があるのではないかと思います。そういった意味で、ボランティア先の開発、開拓が具体的に必要だと思います。

もう一つは、市が何でもできるということはないと思います。そのために、一般市民の中で、リーダーを養成していく。民生委員を活用するのは一つの方法だと思いますが、高齢化しており、若手が育っていないというのはどの町でも問題となっているが、そういった意味で、ボランティア活動のリーダーの養成を、若手を引き入れていくような努力が必要だと思います。地域力の向上を図るための核となる人材の養成が要求されていると思います。網羅的に様々なプログラムが並んでいるだけでは進まない。それを進めるためには、職員だけでは十分ではない。ましてや社協の職員に全部委ねていくわけにはいかない。そうであるならば、市民の中で人材を養成する努力は、この理念を実現するためには重要なことではないかと思います。一つはボランティア先の確保、魅力のあるボランティア先をつくっていくということ、2つ目は人材の養成、特に若手の養成、これが重要な要素ではないかと思います。

他にございませんか。

なければ、今回は、議題が多く、委員の皆さんも十分にご意見をいただけなかったかもしれませんが、次回関係も含め、最後に事務局よりお願いします。

3. その他

○事務局

本日は、平成24年3月依頼の社会福祉審議会ということで、6つの事業について長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。委員からご意見のありました、地域包括ケアシステムについては、りんくるプランとリンクする部分が多く、この両輪が動かないと地域福祉のまちづくりが進まないものと認識しています。今後は、この包括ケアシステムと連動しながら考えていきたいと思います。また、会長がおっしゃった点では、まず地域力の把握が必要であり、それに基づいて、身の丈にあったまちづくり、見守りを行っていくことが大切ですが、市としては、地域力のアップということも考えながら、進めていきたいと思います。

高齢化が進む中、現在はこれらのトップの方々からご意見をいただく時代になっており、次世代の育成が進んでいないという状況も十分把握しています。この辺も含めながら、まちづくりを進めていかなければならないと認識しております。

また、今回は6つと、議題が多かったのですが、次回からは、よりこまめにご報告、ご審議いただく機会を設けながら、りんくるプランの進捗状況や、福祉制度のご意見などをいただきたいと思います。例えば、近年の原油価格の高騰により、議論としてあがる福祉灯油のあり方など、いろいろな形で、ご意見をいただきたいと思います。次回は、なるべく早い時期に、件数を絞って開催させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

4. 閉会

○会長

これで、本日の日程は全て終了しました。

ありがとうございました。

平成25年10月 9日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

会長 後藤 昌彦